

平成21年1月21日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の
各一部を改正する省令案について
(平成20年11月12日 諮問第39号)

[デジタル特定ラジオマイクの導入及びアマチュア局に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(林課長補佐、金子係長、遠藤係長)

電話：03-5253-5895、5893

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

1 諮問の背景

(1) デジタル特定ラジオマイクの導入（別図）

特定ラジオマイクは、放送番組制作やプロのコンサート、舞台劇場、イベント会場等で用いられるアナログ方式による高音質のワイヤレスマイクの無線局であり、平成20年10月末現在、我が国においてアナログ方式により約1万7千局が開設・運用されている。

近年、高度な音響効果を伴うコンサートや大規模なイベント等において、多くのワイヤレスマイクを使用する場面が増加しているが、高品質の音質を確保するためには、現在のアナログ方式では、同一場所での同時使用が20ch程度であり、効率的な運用が難しい状況となっていた。

特定ラジオマイクにおいても、今後、更なる利用が見込まれることから、音声品質を保持しつつ将来的な需要を十分満足できるよう、周波数利用効率の高いデジタル方式の導入が求められ、本年3月より情報通信審議会において「特定ラジオマイクの高度化に向けた技術的条件」について検討されてきたところ、10月に同審議会より答申を受けたところである。

本件は、これを受け、デジタル特定ラジオマイクの導入に関して必要な関係規定の整備を行うものである。

(2) アマチュア局に関する規定の整備

個人的な無線技術の研究等のために開設されるアマチュア局の分野においても、近年、デジタル技術の利用が拡大しつつあり、より多様な電波の型式が利用されるようになってきている。このような新たな電波の利用に対してより柔軟な対応を可能とするため、デジタル音声（G1E）、デジタルデータ（G1D）等の電波型式に対応した占有周波数帯幅の許容値について告示において規定することとする等の規定の整備を行う。

2 改正省令案の概要

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令

- ・デジタル特定ラジオマイクの無線設備の技術的条件を定めること。
- ・アマチュア局に関する規定の整備を行うこと。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ・デジタル特定ラジオマイクに使用する無線設備を特定無線設備に追加すること。

3 施行期日

平成21年2月 公布・施行（予定）

デジタル特定ラジオマイクの導入

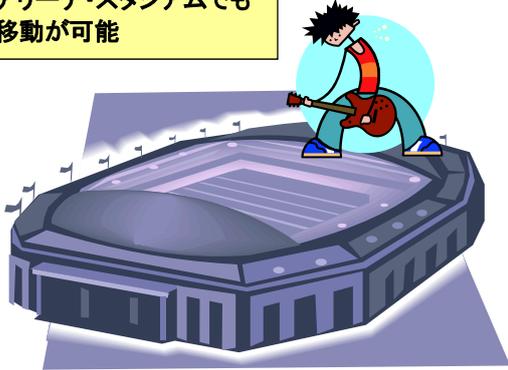
- 特定ラジオマイク(プロ用のラジオマイク)へのデジタル方式の導入により
- ・ 同じエリア(コンサートホール等)で同時使用が20本 ⇒ 最大約70本が利用可能
 - ・ 安定した伝搬距離が約60m (10mW) ⇒ 約100m以上の伝送も可能(最大50mW)

大規模なミュージカル・オペラ等でも
十分な数のマイクの確保が可能

さらに多様な
文化・芸術活動に貢献



広大なアリーナ・スタジアムでも
自由な移動が可能



【デジタル方式の技術条件(案)】

区分	内容	備考 (現行アナログ方式)
変調方式	位相変調・周波数変調・直交振幅変調 (デジタル方式)	FMアナログ方式
占有帯域幅	最大288kHz(想定遅延 5m秒以下)	最大330kHz(標準110kHz)
空中線電力	最大50mW (伝送距離約100m)	最大10mW (伝送距離約60m)
周波数帯	最大770MHz~806MHzを想定(注1)	779-788MHz、 797-806MHz (注1)
その他	同時使用ch数(注2) 最大72ch	(同左) 実質20ch程度

注1: いずれも放送用中継装置(FPU)との共用周波数帯

注2: デジタルにおいては288kHzの占有幅で36MHzを使用する場合。

(アナログにおいては142chの割当に対して、音質確保のためにch数を抑えて運用されている)

平成21年1月21日

周波数割当計画の変更案について
(平成20年11月12日 諮問第40号)

[デジタル特定ラジオマイクの導入に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星周波数調整官、工藤係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I デジタル特定ラジオマイクの導入に伴う周波数割当計画の変更

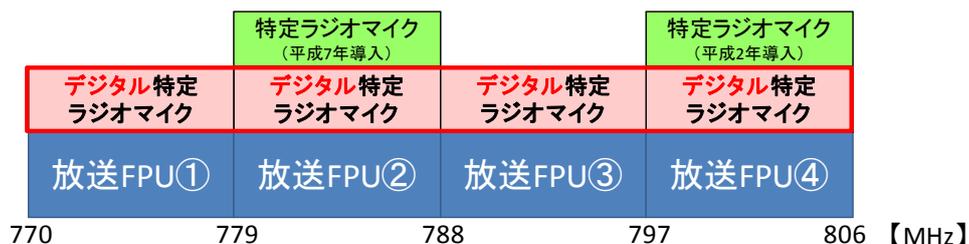
特定ラジオマイクは、779-788MHz及び797-806MHz（いずれも放送事業用FPU周波数帯770-806MHzの一部を共用）を使用し、放送番組制作やコンサート、舞台劇場、イベント会場等で用いられる高音質型のアナログ方式によるワイヤレスマイクの無線局であり、平成20年10月末現在、約1万7千局が開設・運用されている。

近年、高度な音響効果を伴うコンサートや大規模なイベント等、多くのワイヤレスマイクを使用する場面が増加しているが、高品質な音質を確保するため現状のアナログ方式では同一場所での同時使用が20チャンネル程度となり、効率的な運用が難しい状況となっていた。

このため、平成20年3月より情報通信審議会において、同一場所での同時使用チャンネル数を増加させることを目的として、デジタル特定ラジオマイクの技術的条件について検討が開始され、同年10月に同審議会より答申を受けたところである。

これを受けて、デジタル特定ラジオマイクへの周波数割当を行うため、周波数割当計画の一部の変更を行うものである。

なお、デジタル特定ラジオマイク用周波数は、放送事業用FPU（Field Pickup Unit）の全使用周波数帯を共用することとし、770-806MHzを割り当てるものである。



[変更内容]

周波数表中、770-806MHz帯の無線局の目的に一般業務用（デジタル特定ラジオマイク用）を追加する。

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

デジタル特定ラジオマイクの導入に係る周波数使用状況の推移

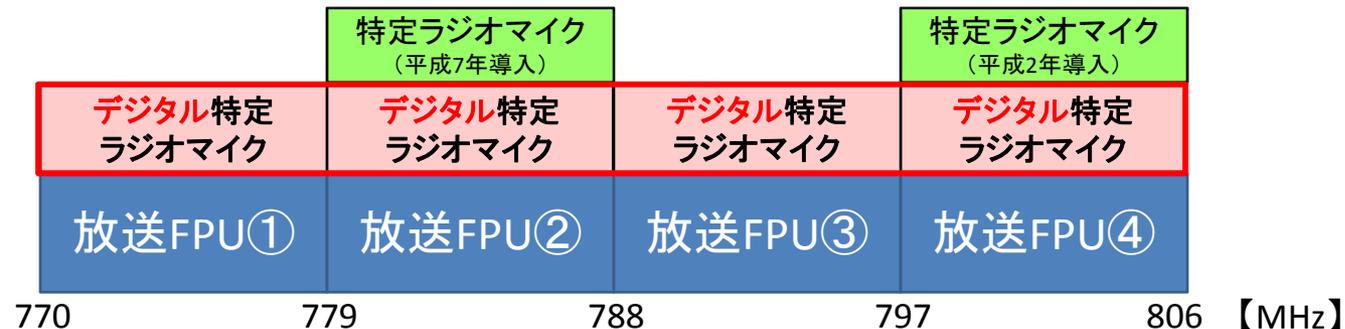
1 これまで

特定ラジオマイクは、放送FPU②及び④と周波数共用により使用



2 デジタル特定ラジオマイクの追加導入後

デジタル特定ラジオマイクは、放送FPU①～④において周波数共用により使用
(放送FPU②及び④においては、これまでの特定ラジオマイクとも共用)



平成21年1月21日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成21年1月21日 諮問第1号)

[気象観測用ラジオゾンデの高度化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室

(伊沢課長補佐、菅野係長)

電話：03-5253-5888

無線設備規則の一部を改正する省令案について

1. 諮問の背景

ラジオゾンデとは、航空機、自由気球、たこ又は落下傘に通常装置する気象援助業務用の自動送信設備であって、気象資料を送信するものであり、上空 30km までの大気の状態（気圧、気温、湿度等）を観測するために用いられる

多地点同時観測や短時間連続観測などのニーズが多様化してきている中、ラジオゾンデは上空を浮揚しながら運用しており、高度約 30km 上空から電波が発射されるので、伝搬距離が水平距離約 300km の広範囲に及ぶ一方、使用周波数が 404.5MHz の 1 波のみであり、混信の回避のためには、複数の周波数が必要となってきた（別図参照）。

これを受けて、平成 20 年 3 月より情報通信審議会において、高度化に向けた技術的検討が行われ、同年 12 月、400MHz 帯において最大 25 波を割当て可能とする「気象観測用ラジオゾンデの高度化のための技術的条件」について、同審議会より答申を受けたところである。

本件はこれを受け、ラジオゾンデの高度化のために必要な関係規定の整備を行うものである。

2. 改正省令案の概要

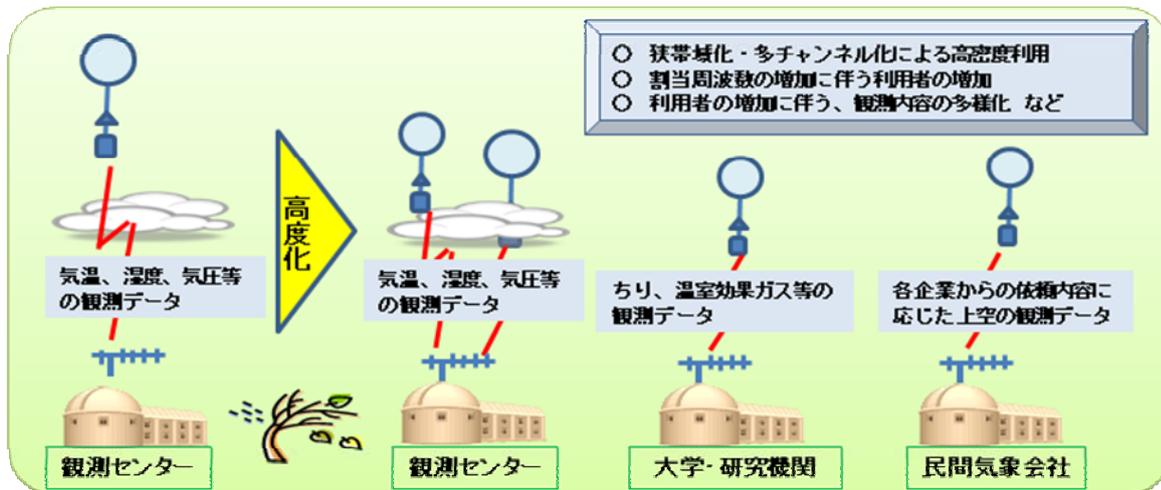
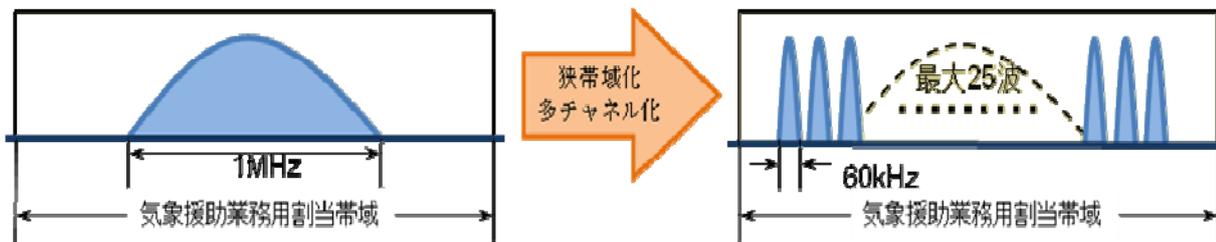
無線設備規則の一部を改正する省令

- ・ 400MHz 帯を使用するラジオゾンデの技術的条件を定めること。

3. 施行期日

平成 21 年 4 月 公布・施行（予定）

ラジオゾンデの高度化



【ラジオゾンデの高度化のための主な技術基準（案）】

区分	改正内容	現行省令上の技術基準
周波数	400MHz 帯	400MHz 帯
周波数の許容偏差 ^{※1}	50	2,500
占有周波数帯幅の許容値	60kHz	1MHz
最大空中線電力	200mW	1W
その他	チャンネル間隔：100kHz ^{※2} (403.3~405.7MHz ^{※3} を利用した場合、最大25波利用可能)	割当周波数：404.5MHz

※1 単位は百万分率（無線設備規則に準ずる）

※2 近接した地域で利用する場合は、200kHz以上中心周波数を離すこと

※3 ラジオゾンデに割り当てられている周波数の両端から200kHzのガードバンドを設定

平成21年1月21日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成21年1月21日 諮問第2号)

[ラジオゾンデの高度化に伴う周波数割当計画の変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星調整官、長澤係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I ラジオゾンデの高度化

ラジオゾンデは、上空の大気の気温、湿度、気圧等の気象情報のために世界中で使用されており、我が国では主に気象庁、大学、研究機関等が利用しているところである。

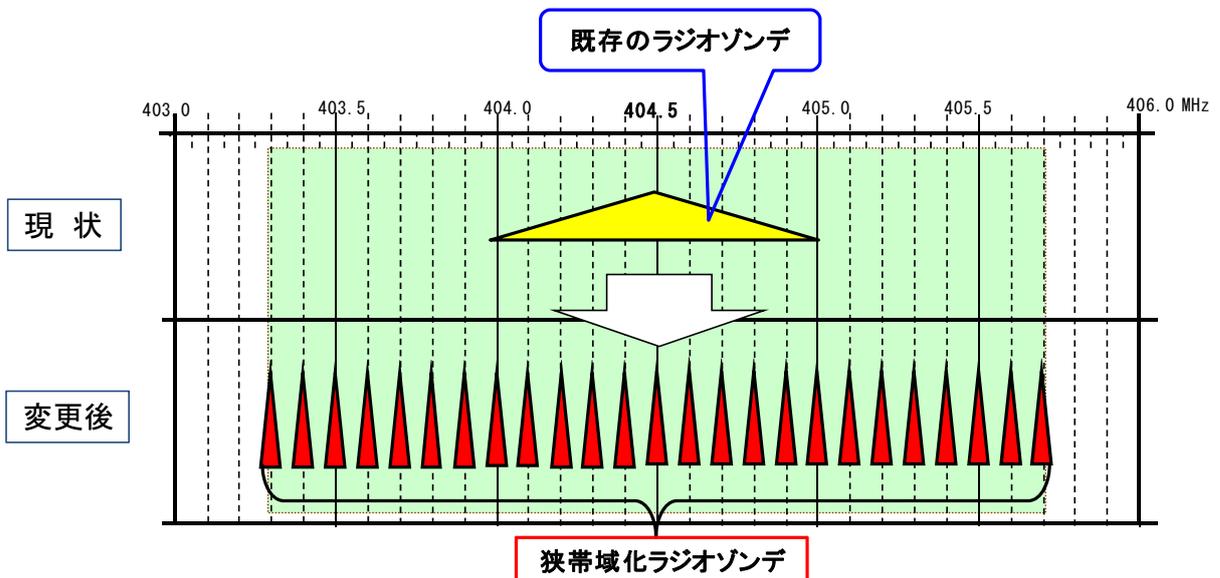
現在、400MHz 帯においてラジオゾンデ用に使用可能な周波数は 1 波のみであり、同じ地域で複数のラジオゾンデを使用すると混信が生じることから、利用者からラジオゾンデを同時に複数使用できるよう要望を出されていたところである。

これを受けて、利用者の増加、観測内容の多様化等に対応するために、平成 20 年 3 月より情報通信審議会において、混信回避のための多チャンネル化に向けた技術的検討を行われ、同年 12 月、400MHz 帯において最大 25 波の割当て可能とする技術的条件について、同審議会より答申を受けたところである。

これらの状況を踏まえ、ラジオゾンデの多チャンネル化のため、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

[変更内容]

ラジオゾンデの周波数のうち、現行の「404.5MHz」1 波を「403.3MHz から 405.7MHz までの 100kHz 間隔の 25 波」となるように変更する。



II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

平成21年1月21日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合
証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成21年1月21日 諮問第3号)

[3.9世代移動通信システムの導入及び2GHz帯TDD移動通信システム
の追加等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(山口課長補佐、遠藤係長)

電話：03-5253-5893

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

〔3.9世代移動通信システムの導入及び2GHz帯TDD移動通信システムの追加等に伴う制度整備〕

1 諮問の背景

携帯電話は、第1世代のアナログ通信方式、第2世代のデジタル通信方式、第3世代及び3.5世代の高速デジタル通信方式と発展しているが、インターネット接続や動画像伝送等、携帯電話によるデータ通信利用が拡大傾向にあることから、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムに期待が寄せられているところである。

このような背景を踏まえ、現在のシステムを飛躍的に高度化する3.9世代移動通信システムの導入に向け、必要な技術的条件について、昨年12月、情報通信審議会から答申を受けたところである。なお、本答申には、現行の3.5世代移動通信システムを高度化するための技術的条件も含まれている。

また、2GHz帯TDD(*1)移動通信システムについても、国内外の技術の進展等を考慮し、新たなシステムを追加するために必要な技術的条件について、昨年7月、同審議会から答申を受けたところである。

上記情報通信審議会からの答申を踏まえ、新たな移動通信システムを導入又は追加するために電波法関係規定の整備を行う。具体的には、①3.9世代移動通信システム2方式(LTE, UMB)(*2)、②3.5世代移動通信システムの高度化、③2GHz帯TDD移動通信システム5方式(モバイルWiMAX, IEEE802.20 625k-MC, 次世代PHS, UMB-TDD, LTE-TDD)に係る技術基準等を整備する。

*1 TDD : Time Division Duplex

*2 LTE : Long Term Evolution

UMB : Ultra Mobile Broadband

2 改正省令の概要

(1) 電波法施行規則

3.9世代移動通信システム2方式の導入及び2GHz帯TDD移動通信システム5方式の追加に係る改正

- ・特定無線局の無線設備の規格(第15条の3)

⇒包括免許の対象を規定。

(2) 無線設備規則

ア 3.9世代移動通信システム2方式の導入及び2GHz帯TDD移動通信システム5方式の

追加に係る改正

- ・ 定義（第 3 条）

⇒携帯無線通信の種類を規定。

- ・ 技術基準（第 14 条、第 24 条、第 49 条の 6 の 7～第 49 条の 6 の 12、第 57 条の 3、別表第 1 号～第 3 号）

⇒対象周波数、空中線電力の許容偏差、受信設備が副次的に発射する電波の限度、多重化方式、変調方式、周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値、スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値等を規定。

イ 3.5 世代移動通信システムの高度化に係る改正

- ・ 技術基準（第 14 条、第 49 条の 6 の 5）

⇒多重化方式、変調方式等を規定。

（3）特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

3.9 世代移動通信システム 2 方式の導入及び 2GHz 帯 TDD 移動通信システム 5 方式の追加に係る改正

- ・ 特定無線設備の対象（第 2 条、別表第 1 号）

⇒技術基準適合証明等により、落成検査の省略等簡略化された免許手続を行うことができる「特定無線設備」及び技術基準適合証明等を得るための技術的な審査項目を規定。

3 施行期日

平成 21 年 4 月 公布・施行（予定）

移動通信システムの高度化に向けた展開

参考

携帯電話

第2世代



～数kbps

音声

第3世代

W-CDMA

CDMA2000



～384kbps

インターネット接続

3.5世代

HSPA

EV-DO



現在
～14Mbps

(ADSL同等) 音楽、ゲーム等サービスの高度化

3.9世代

LTE、UMB

100Mbps超

第4世代
(IMT-Advanced)

高速移動時 100Mbps
低速移動時 1Gbps

(光ファイバと同等)

(2011年までに
ITUで標準化
を行う予定)

無線アクセス

広帯域移動無線アクセスシステム
(20～30Mbps)

次世代PHS：ウィルコムが来年4月よりサービス開始予定
WiMAX：UQコミュニケーションズが来年2月よりサービス開始予定

広域化
モバイル化

無線LAN



現在

高速化

11Mbps

54Mbps

高速化

100Mbps

1Gbps

超高速
無線LAN

2000年

2010年

W-CDMA：Wideband - Code Division Multiple Access

HSPA：High Speed Packet Access

LTE：Long Term Evolution

CDMA2000：Code Division Multiple Access 2000

EV-DO：Evolution Data Only

UMB：Ultra Mobile Broadband

3.9世代移動通信システムの基本コンセプト

モバイル分野における
国際競争力の確保

ユーザの利便性向上

周波数の有効利用

グローバル性

- ・国際的なインターオペラビリティの確保
- ・第4世代移動通信システムへのスムーズなマイグレーション
- ・低環境負荷なシステム

周波数の有効利用

- ・周波数利用効率の最大化 (bps/Hz)
- ・多様なサービスの創出が期待できるMVNOの促進等による周波数の一層の有効利用

3.9世代移動通信システムの基本要件

最大伝送速度	下り:100Mbps以上 上り:50Mbps以上
周波数利用効率	3.5G (HSPA リリース 6) の3倍以上(下り)、2倍以上(上り)
占有周波数帯幅	伝送速度の向上、導入シナリオに柔軟に対応するため、スケーラブルな周波数帯域幅を有する
ネットワーク	他システムとのシームレスな連携や多様なアプリケーション・サービスへの対応が可能なオールIPネットワーク
将来システムへの展開	将来の第4世代移動通信システムへの円滑な展開が可能
伝送品質	ネットワークのフラット化等により、現行3.5Gよりも低遅延伝送を実現
グローバル性	3GPPs等のグローバルスタンダードを踏まえ、国際ローミングやインターオペラビリティの確保が可能なシステム

高度な無線アクセス

- ・高速・大容量アクセス
- ・低遅延化
- ・高い伝送品質の確保
- ・セルスループットの向上
- ・スケーラブルな周波数帯域幅

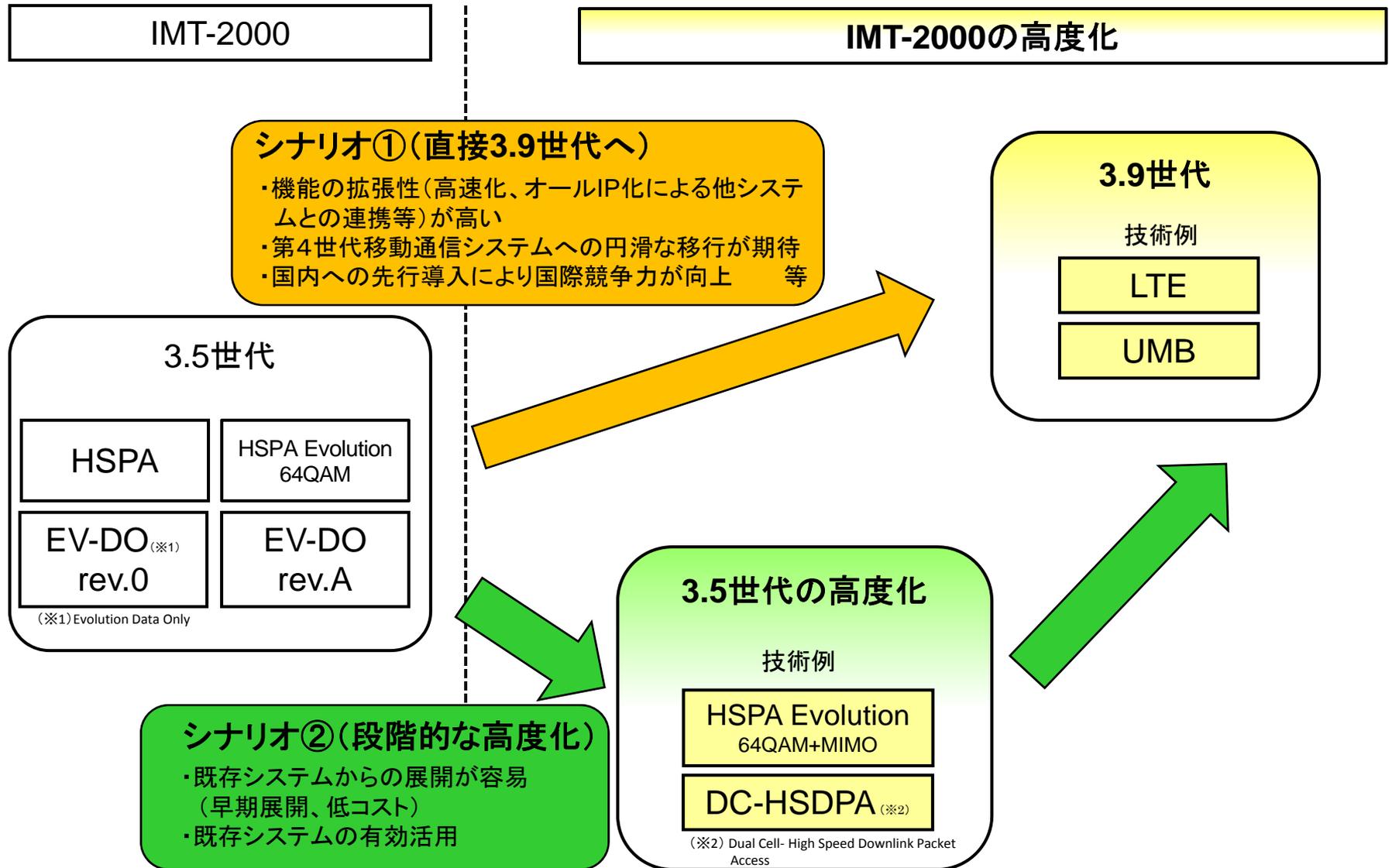
フレキシブルなネットワーク

- ・オールIP化
- ・オープンネットワーク/オープンインターフェースによる他システムとのシームレスな連携
- ・多様な端末に対応したクロスデバイス環境の確保
- ・ネットワークアーキテクチャのフラット化・簡素化

ユーザとの親和性

- ・一般ユーザから先端ユーザまで幅広く対応する携帯端末の多様化・高機能化
- ・通信速度やセキュリティ等ユーザが必要なQoSを確保
- ・オープン化に伴うセキュリティ・プライバシー等の安全・安心の確保
- ・コンテンツ・サービス等の相互運用性の確保
- ・設備・運用コストの低減による低ビット単価の実現

3.9世代移動通信システムの導入シナリオ例



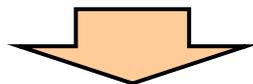
3.9世代移動通信システム等

	3.9世代移動通信システム		3.5世代の高度化	
	LTE	UMB	HSPA Evolution	DC-HSDPA
多重化方式	下り OFDM/TDM 上り SC-FDMA	下り OFDM/TDM 上り OFDMA	下り CDM又はCDM/ TDM 上り CDMA	下り CDM又はCDM/ TDM 上り CDMA
変調方式	BPSK/QPSK/ 16QAM/64QAM	QPSK/8PSK/ 16QAM/64QAM	BPSK/QPSK/ 16QAM/64QAM	BPSK/QPSK/ 16QAM/64QAM
占有周波数帯幅 の許容値	5MHz/10MHz/ 15MHz/20MHz	5MHz/10MHz/20MHz	5MHz	5MHz
空中線電力	(基地局) 規定しない 定格空中線電力の±2.7dB以内	(基地局) 規定しない 定格空中線電力の±2.0dB以内	(基地局) 規定しない 定格空中線電力の±2.7dB以内	(基地局) 規定しない 定格空中線電力の±2.7dB以内
	(移動局) 23dBm以下 定格空中線電力の±2.7dB以内	(移動局) 23dBm以下 定格空中線電力の±2.0dB以内	(移動局) 24dBm以下 定格空中線電力の+1.7dB~-3.7dBの範囲内。ただし、定格出力が23dBm以下の場合の許容値は±2.7dB	(移動局) 24dBm以下 定格空中線電力の+1.7dB~-3.7dBの範囲内。ただし、定格出力が23dBm以下の場合の許容値は±2.7dB
空中線利得	(基地局) 規定しない	(基地局) 規定しない	(基地局) 規定しない	(基地局) 規定しない
	(移動局) 3dBi以下	(移動局) 3dBi以下	(移動局) 3dBi以下	(移動局) 3dBi以下
(参考1) 標準化団体	3GPP	3GPP2	3GPP	3GPP
(参考2) 最大伝送速度	下り 300Mbps 上り 75Mbps	下り 288Mbps 上り 75Mbps	下り 43.2Mbps 上り 11.5Mbps	下り 43.2Mbps 上り 11.5Mbps

2GHz帯TDD移動通信システムに係る技術的条件の検討経緯

1 経緯

- 2007年12月、2GHz帯TDDバンド(2010-2025MHz)に係るアイピーモバイルの開設計画の認定を**取消し**。
- これを受け、2GHz帯TDDバンドの利用を促進するための方策の検討を開始。



2 技術的条件の検討

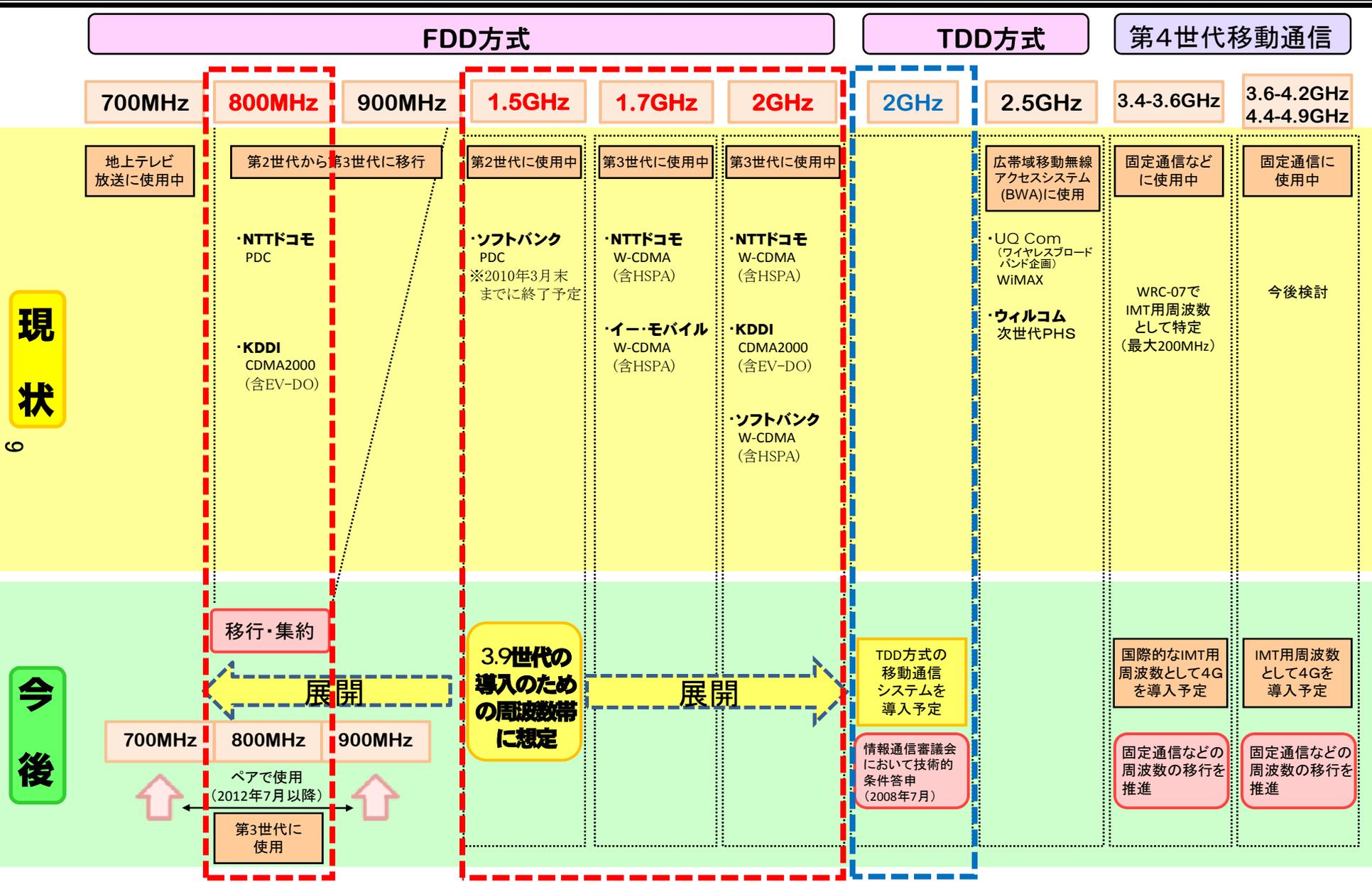
- ① 2007年12月から、情報通信審議会において、2GHz帯TDDバンド(移動通信業務用)に関し、通信方式の追加等の技術的条件に関する検討を開始し、2008年7月答申。
- ② 本技術的条件の検討過程では、パブリックコメントの他、メーカーや事業者を含め広く関係者が参画した検討作業班において、幅広く通信方式の提案募集を実施。
→ この結果、**新たに5つの通信方式が提案され、技術的条件に追加**。
(追加した5つのTDD方式の伝送速度は、全て3.5世代のシステムを上回る。)

新たに追加した2GHz帯TDD移動通信システム

	追加システム					(参考) 既存システム	
	モバイル WiMAX	IEEE802.20 625k-MC	次世代PHS	UMB-TDD (IEEE802.20 Wideband含む)	LTE-TDD	TD-CDMA	TD-SCDMA
標準化 団体	IEEE802.16	IEEE802.20	PHS MoU Group	3GPP2 (IEEE802.20)	3GPP	3GPP	TD-CDMA 技術フォーラム
最大 伝送速度 (※)	(下り) 20.7Mbps (上り) 11.5Mbps	(下り) 22.8Mbps (上り) 8.8Mbps	(下り) 22.8Mbps (上り) 20.8Mbps	(下り) 18Mbps (上り) 16Mbps	(下り) 24.9Mbps (上り) 16.8Mbps	(下り) 10.1Mbps (上り) 5.3Mbps	(下り) 3.4Mbps (上り) 1.8Mbps
通信方式	(下り) OFDM/TDM (上り) OFDMA	(下り) FDM/TDM/ SDM (上り) FDMA/TDM A/SDMA	(下り) OFDM/TDM/ SDM (上り) OFDMA/TD MA/SDMA	(下り) OFDM (上り) OFDMA	(下り) OFDM/TDM (上り) SC-FDMA	(下り) CDM/TDM (上り) CDMA/TD MA	(下り) CDM/TDM (上り) CDMA/TD MA

(※)空間多重なし、10MHzシステム使用時の場合。

新たな移動通信システムに係る周波数



現状

今後

6

今後のスケジュール

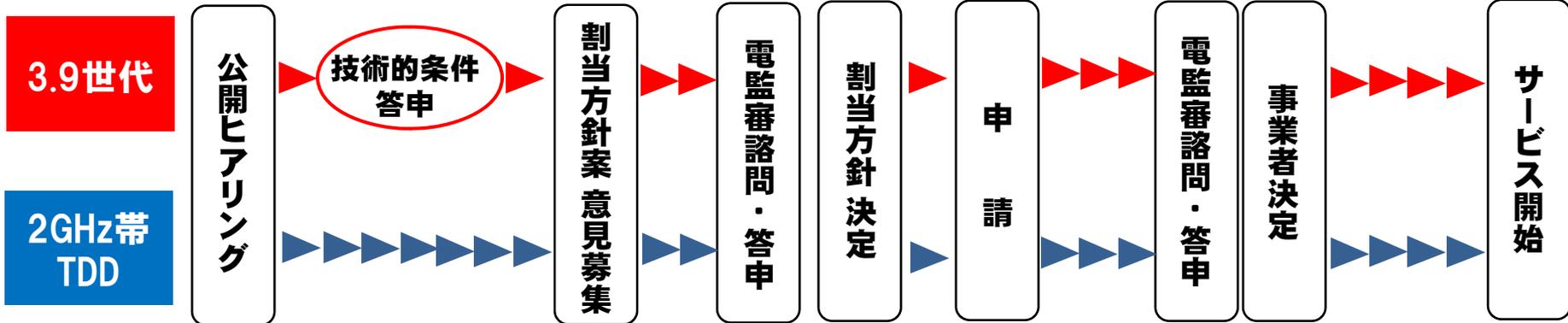
2008年
11月7日

12月

2009年

春頃

2010年
春頃



(電監審) 諮問 答申
意見聴取

技術基準(省令)策定

平成21年1月21日

周波数割当計画の変更案について
(平成21年1月21日 諮問第4号)

[3.9世代移動通信システムの導入に向けた1.5GHz帯の周波数再編に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星周波数調整官、工藤係長)

電話：03-5253-5875

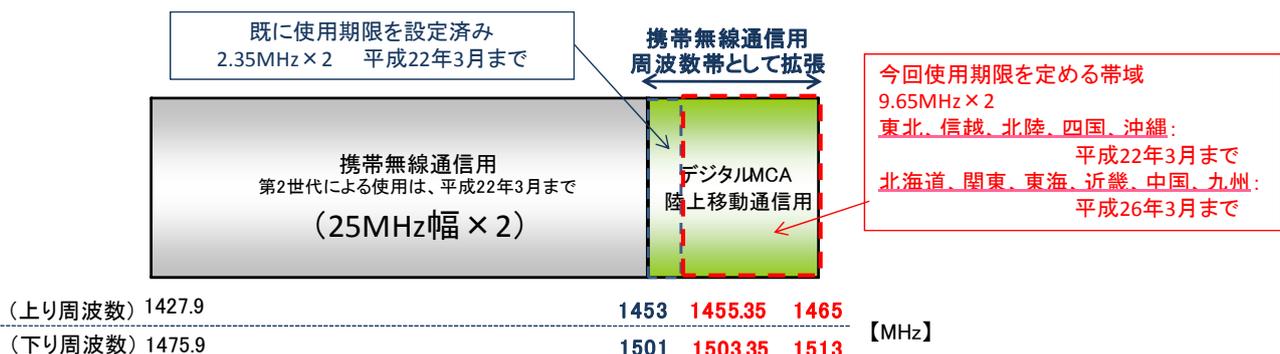
周波数割当計画の一部変更案について

I 3.9 世代移動通信システムの導入に向けた 1.5GHz 帯の周波数再編

3.9 世代移動通信システムについては、携帯無線通信用周波数帯（800MHz 帯／1.5GHz 帯／1.7GHz 帯／2GHz 帯）へ導入を図るべく、平成 20 年 4 月より、情報通信審議会において、その技術的条件について審議が行われ、同年 12 月に同審議会から答申を得たところである。

携帯無線通信用周波数帯のうち、1.5GHz 帯は、現在 25MHz 幅×2 に限られており、現行の第 3 世代よりも広帯域化する 3.9 世代移動通信システムを収容するためには、更なる周波数拡張が必要であり、同周波数帯を使用するデジタル MCA 陸上移動通信を他の周波数帯へ移行することを含めた周波数再編を行う必要がある。

このため、1.5GHz 帯への 3.9 世代移動通信システムの導入に向けて、同周波数帯の IMT-2000 用の周波数帯を拡張するとともに、現状においてデジタル MCA 陸上移動通信の周波数帯のうち使用期限が設けられていない帯域（1,455.35-1,465MHz 及び 1,503.35-1,513MHz の 9.65MHz 幅×2）について、新たに使用期限を設けるため、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。



1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信の使用期限については、同システムの利用者が他のシステムへ円滑に移行するための十分な期間を確保すること、さらに、情報通信審議会報告書を踏まえ、第 2 世代携帯電話システムの使用期限を迎える平成 22 年春からの 3.9 世代移動通信システムの導入を可能とするとともに、2010 年代中頃（2015 年（平成 27 年）頃）には同システムの全国利用を可能とすることを考慮し、定めるものである。

また、2GHz 帯 TDD 方式移動通信システムの技術基準として、現行の TD-CDMA 方式及び TD-SCDMA 方式に加え、モバイル WiMAX 方式、次世代 PHS 方式、802.20 625k-MC 方式、UMB-TDD 方式及び E-UTRA(LTE)-TDD 方式の 5 方式が追加されることに伴い、これらの移動通信システムが導入できるよう、規定の整備を行うこととする。

[変更内容]

- (1) 1.5GHz 帯の携帯無線通信用周波数帯について、現行の 25MHz 幅×2 から 35MHz 幅×2 へ拡張すること。
- (2) 上記(1)の拡張バンドにおいて、現行バンドと同様に、電気通信業務用（エントランス回線用）にも使用可能とすること。
- (3) 1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信の周波数帯の一部（1,455.35-1,465MHz 及び 1,503.35-1,513MHz の 9.65MHz 幅×2）に使用期限を設けること。

管轄区域	使用期限
東北、信越、北陸、四国、沖縄	平成 22 年 3 月まで
北海道、関東、東海、近畿、中国、九州	平成 26 年 3 月まで

- (4) 2GHz 帯 TDD 方式移動通信システム用周波数（2,010-2,025MHz）の対象システムに、新たな移動通信システムが導入できるよう、規定の整備を行うこと。

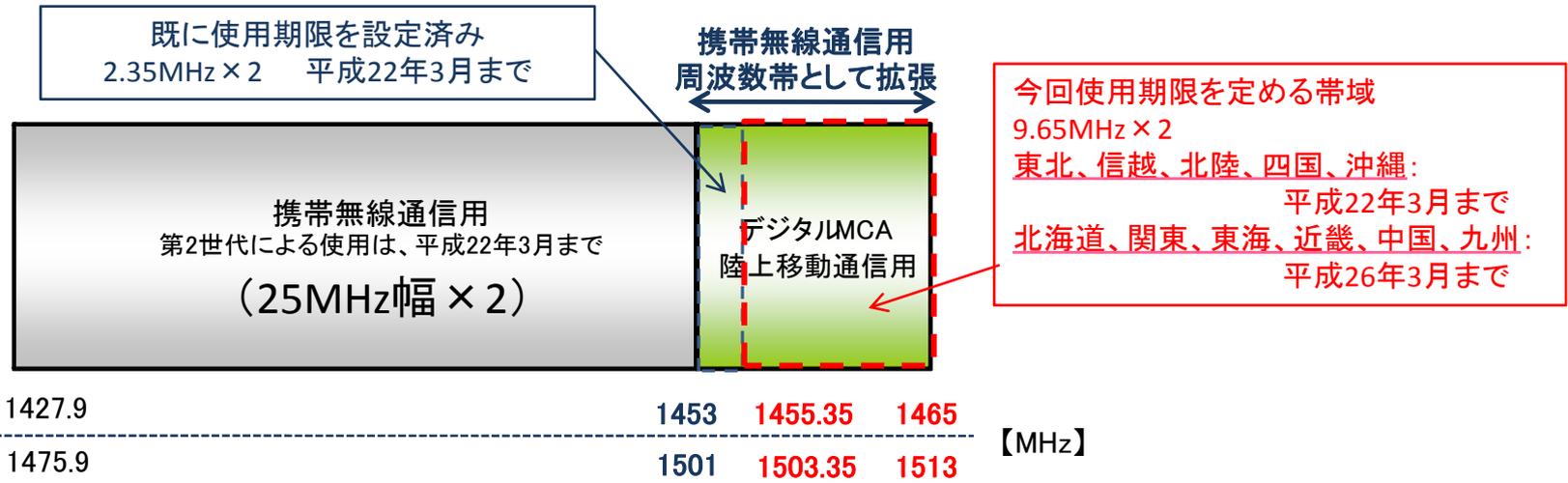
Ⅱ スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

周波数割当計画の一部変更

～3.9世代移動通信システムの導入に向けた1.5GHz帯の周波数再編～

- 3.9世代移動通信システムの導入に向けて、1.5GHz帯の携帯無線通信用周波数を拡張するため、同周波数帯デジタルMCA陸上移動通信用周波数に段階的な使用期限を設定。
- これにより、平成22年(2010年)春からの3.9世代移動通信システムの導入、2010年代中頃(2015年(平成27年)頃)の全国利用を可能に。



平成21年1月21日

日本放送協会の放送法第9条第3項第2号の業務の認可について
(平成21年1月21日 諮問第5号)

[(株)日本国際放送の番組を送出する業務の認可について]

日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について
(平成21年1月21日 諮問第6号)

[欧州地域において(株)日本国際放送の番組をKuバンド地域衛星から委託して放送させる業務の認可について]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(飯嶋課長補佐、横谷係長)

電話：03-5253-5778

総務省情報流通行政局衛星放送課国際放送推進室

(大原室長、恩田係長)

電話：03-5253-5798

日本放送協会の放送法第9条第3項第2号の業務の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法第9条第10項の規定に基づき、以下のとおり、同法第9条第3項第2号の業務の認可申請があった。

項目	申請の概要																	
1 業務の内容	(株)日本国際放送（以下「JIB」という。）の委託により、協会の外国人向けテレビジョン国際放送（以下「NHKワールドTV」という。）の送出業務の円滑な実施に支障を与えない範囲内において、JIBの番組の送出業務を、NHKワールドTVの送出業務と一体のものとして行う業務																	
2 業務を行うことを必要とする理由	我が国の映像による外国人向け情報発信の強化を図る観点から、当面、JIBの番組を、NHKワールドTVと同じチャンネルで、かつ互いに連続して放送することが効果的かつ効率的と考えられるが、そのためには、JIBの番組の送出業務を、NHKワールドTVの送出業務と一体のものとして実施することが不可欠であるため。																	
3 業務の実施計画の概要	① 業務開始日 平成21年2月2日 ② 必要経費 当該業務からの収入をもって充当する。																	
4 業務の収支の見込み	（単位：千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>386</td> <td>5,540</td> <td rowspan="4">22年度以降についても、JIBの番組の送出時間に応じて、実施する。</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>331</td> <td>4,754</td> </tr> <tr> <td>収支差金(※)</td> <td>54</td> <td>786</td> </tr> <tr> <td>(参考)認可申請時におけるJIBの番組の送出見込み時間</td> <td>1,440分</td> <td>20,670分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般管理費及び消費税の和と同額。</p>		20年度	21年度	備考	収入	386	5,540	22年度以降についても、JIBの番組の送出時間に応じて、実施する。	支出	331	4,754	収支差金(※)	54	786	(参考)認可申請時におけるJIBの番組の送出見込み時間	1,440分	20,670分
	20年度	21年度	備考															
収入	386	5,540	22年度以降についても、JIBの番組の送出時間に応じて、実施する。															
支出	331	4,754																
収支差金(※)	54	786																
(参考)認可申請時におけるJIBの番組の送出見込み時間	1,440分	20,670分																
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	なし																	
6 その他必要な事項	① NHKがJIBの番組を送出する業務に係る基本的事項は別添1のとおり ② NHKワールドTVとJIBの番組を同一チャンネル内で編成する場合の考え方およびこれに伴う措置については、別添2のとおり ③ 別添1、別添2の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。																	

2 検討の結果

検討の結果は、次表のとおりであり、申請どおり認可することとしたい。

項目	検討の結果
1 協会の本来業務の円滑な遂行に支障を来さないものであるか (放送法第9条第3項)	協会においては、協会の本来業務であるNHKワールドTVの番組の送出業務を確実に実施するため、協会の設備の保守・点検のためや、緊急報道など編成上の理由により必要な場合には本件送出業務を休止・中断することとし、また、本件送出業務に関し協会とJIBの間で締結する規定にJIBが著しく違反した場合には、直ちに契約を解除することができることとしており、協会の本来業務を確実に実施するために必要な条件が確保されているものと認められる。 従って、本件送出業務の実施は、協会の本来業務の円滑な遂行に支障を来さないものと認められる。
2 協会が本来業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であるか (放送法第9条第3項第2号)	本件送出業務に使用される設備及び技術は、協会がNHKワールドTVの番組の送出業務を行うために保有する送出サーバーや番組自動切替装置等の設備及びその設備の運用・操作等のための技術であることから、本件送出業務は協会が本来業務を行うために保有する設備等を活用して行う業務であると認められる。
3 協会が行うことが適切であると認められるものであるか (放送法第9条第3項第2号)	本件送出業務は、JIBの独自番組を協会のNHKワールドTVと同じチャンネルで連続して効果的・効率的に放送するために不可欠の業務であり、我が国の映像による外国人向け情報発信の強化を図る観点から、協会が行うことが適切であると認められる。
4 営利を目的とするものではないか (放送法第9条第4項)	本件送出業務における協会の収入は、本件送出業務を実施するための必要経費に充当するため、必要なコストに見合う額を委託費として徴収するものであることから、営利を目的として行うものではないと認められる。

別添 1

NHKが(株)日本国際放送の番組を送出する業務に係る基本的事項

1. (株)日本国際放送（以下「J I B」という）番組の収録と納入

J I Bは、NHKが定める仕様と方法に従ってJ I B番組を収録し、J I B自身の責任において、定められた期間までに納入する。

2. 設備の保守及び点検による本件送出業務の休止

NHKは設備の保守及び点検のため、本件送出業務を休止することがある。

3. NHK自身の編成上の理由による本件送出業務の休止または中断

NHKは緊急報道などNHK自身の編成上の理由により、本件送出業務の休止または中断を行うことがある。この場合、NHKは可能な限り代替枠を用意する。

4. J I B側の理由によるJ I B番組の変更

J I Bは決定された放送枠をJ I B単独の判断で変更することはできない。

J I Bが当該放送枠の番組の変更を希望する場合には、J I Bは自身の責任で代替番組を用意する。

5. 不可抗力による本件送出業務の休止または中断

自然災害など、NHKの責めに帰すことができない事由による本件送出業務の休止または中断が生じた場合、いずれの当事者ももう一方への損害賠償責任を負わない。

6. 本件送出業務に係る委託料

J I BがNHKに支払う本件送出業務に係る委託料は、NHKの送出業務実施により発生する職員人件費、減価償却費、設備保守費、公租公課等の年間経費総額を年間の当該業務の全実施時間数で除したものに本件送出業務の実施時間数を乗じ、これに一定比率を乗じた管理費を加えたものとする。

7. 契約の解除

J I BまたはNHKの一方が本件送出業務に関する規定の内容に著しく違反した場合は、もう一方は直ちに契約を解除することができる。

8. その他

上記のほか、送出の運用に関する詳細は、別途定める。

**NHK の外国人向けテレビジョン国際放送と㈱日本国際放送の番組を
同一チャンネル内で編成する場合の考え方およびこれに伴う措置について**

放送法に基づき NHK が自ら行う外国人向けテレビジョン国際放送（以下「NHK ワールド TV」という。）と、㈱日本国際放送（以下「JIB」という。）が広告放送等を財源として実施する番組（広告を含む。以下「JIB 番組」という）を、同一チャンネル内で編成する場合について、NHK および JIB は、以下を共通の認識とし、以下に記載した措置をとることを表明する。

1. 基本的な考え方

- ・ 平成 21 年 2 月に予定される新「NHK ワールド TV」の開始に当たり、NHK は、JIB に対し、JIB が編集した JIB 番組について、NHK が用いるチャンネルの一部時間枠の使用を認め、これにより、同チャンネル全体の訴求力強化を図ることとしているが、こうした取組は外国人向けテレビジョン国際放送強化の趣旨にかなうものであるとともに、NHK ワールド TV の効果的实施に資するものであると考える。
- ・ ただし、JIB 番組は、受信料財源以外の資金に基づいて制作され、広告放送を伴うこととなることから、JIB 番組が NHK ワールド TV と同じチャンネルの一部として編成されることを通じて、NHK の委託協会国際放送業務の実施、放送法上の義務履行および NHK の公共放送としての信頼性に支障が及ぶことのないよう、JIB および NHK は必要な措置を講ずる。

2. NHK および JIB の放送時間量の決定

- ・ NHK の使命達成のためには、NHK は毎年度、国際放送について必要な時間量を定め、国際放送番組編集基本計画および予算・事業計画において明示する。
- ・ NHK としては、当面、JIB 番組を実施可能な時間量としては、概ね 1 日最大 3 時間程度と考えており、JIB としても、実施財源の見通し等の観点から、少なくとも現時点では、その時間量に特に異論はないものである。

3. NHK 番組と JIB 番組の編成のあり方

- ・ NHK 番組と JIB 番組は、同一チャンネル内で編成・放送され、両者の相乗効果を狙いとするものではあるが、同時に、両者は異なる法人および財源によって制作・調達されるものであるため、NHK と JIB のそれぞれが独立して、自らの番組に対する責任を負うべきものである。
- ・ とくに JIB 番組は、広告やスポンサーシップなどの財源によって賄われるため、JIB 番組によって NHK ワールド TV に悪影響を与えることのないよう、NHK および JIB は、互いの責任と義務を明確にするため、以下の考え方にに基づき、NHK 番組と JIB 番組の編成および運用を行う。

(1) チャンネル編成の基本的な考え方

- ・ まず NHK は、放送法上の必須業務として、自らの国際放送の時間量・時間帯を決定する。
- ・ そのうえで、NHK は、JIB が、その残余時間・枠において番組の放送を行うことを了承し、JIB は、残余時間の全てまたは一部を利用した自らの放送計画を決定する。
- ・ NHK が自らの時間量・時間帯を決定するに当たっては、JIB の意向を事前に十分聴取することとする。
- ・ 非常災害時等の NHK の緊急報道は、JIB 番組に優先し、JIB はそのことを了承する。

(2) 視聴者に対する両者の区別の明示（特に広告放送について）

- ・ NHK 番組と JIB 番組の区別が視聴者に明確に判別できるように、NHK 番組から JIB 番組に切り替わる際は、「これから先は JIB の番組である」（番組終了時も同様）旨の表示を適切に行うとともに、JIB 番組（広告を除く）の実施にあたってはその画面上に JIB 番組であることを視認可能な形で表示する等の措置を講じる。
- ・ また、画面以外でも、番組時刻表や PR 資料などにおいても、NHK 番組と JIB 番組の区別を明確に表示する。

(3) JIB 番組の品質管理

- ・ JIB は、NHK の放送番組基準や放送番組審議会に準じて、独自の「JIB 番組基準」を制定するとともに、NHK の放送番組審議会に準ずる組織を設置する。
- ・ JIB は、番組基準のほか、日本民間放送連盟の広告基準等を参考にしつつ、放送対象国における関係規律を満足する「JIB 広告基準」を制定する。

(4) いずれか一方が特定対象国・地域の行政当局の窓口主体となっている場合

- ・ NHK または JIB のいずれかが、特定対象国・地域の行政当局の窓口主体となっている場合に、当該行政当局から窓口主体に対し、当該国・地域の法令に基づく連絡・要請等があった場合は、窓口主体は他者に対し、その連絡・要請等を的確かつ速やかに伝えるとともに、両者はそれぞれの必要に応じ、その連絡・要請等に適切に対処するものとする。

(5) 損害賠償責任

- ・ JIB 番組の内容に関し、特定対象国・地域の番組規準や法令に違反することがあった場合、または第三者の著作権、トレードマーク、意匠権、特許権その他の権利を侵害した場合等には、JIB が、その責任と一切の費用負担のもとに、一切の問題の解決を図るものとし、万一、第三者からの請求等により NHK に損害が生じた場合には、JIB は直ちにその一切の損害の賠償に応ずるものとする。

(6) 相互の意思疎通・問題解決

- ・ NHK と JIB は、毎月、編集連絡会議（仮称）を開催し、双方の編集方針等を十分に把握しあうものとする。
- ・ JIB 番組の内容が、NHK の業務に支障を与える疑義が生じた場合には、必要に応じ NHK と JIB で協議するものとする。JIB の番組基準や広告基準の変更等に伴い疑義が生じた場合も同様とする。
- ・ NHK は、JIB 番組が JIB の番組基準や広告基準に著しく違反していることが明白な場合には、JIB との間の伝送契約を解除し、JIB 番組を伝送しないことができるものとする。

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～三の五 （略）

三の六 「委託協会国際放送業務」とは、協会が電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。

三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。

三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものをいう。

四～六 （略）

（業務）

第九条

1～2 （略）

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 委託により、放送番組等を制作する業務その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。

4 協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

（外国人向け委託協会国際放送業務の方法）

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たつては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 （略）

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第八条の三第二項(定款変更の認可)、第九条第八項(第三十三条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第九条第九項(提供基準の認可)、同条第十項(任意的業務の認可)、第九条の二の二(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第九条の四第一項(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条第一項(国際放送等の実施の要請)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十七条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十二条の四第二項(有料放送の役務の契約約款の認可)、第五十二条の七(有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五十二条の十一(受託放送役務の提供条件の変更命令)、第五十二条の十三第一項(委託放送業務に関する認定)、第五十二条の十七第一項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)(委託放送事項の変更の許可)、第五十二条の三十第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第五十三条第一項(センターの指定)の規定による処分をしようとするとき。

三～六 (略)

2 (略)

●放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(業務の認可申請)

第二条の四 法第九条第十項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項

日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法第9条第10項の規定に基づき、以下のとおり、同法第9条第2項第8号の業務の認可申請があった。

項目	申請の概要															
1 業務の内容	<p>① 欧州地域を対象に協会の受託協会国際放送をするKuバンドの人工衛星無線局を運用するSESアストラ社、ユーテルサット社に委託して、(株)日本国際放送（以下「JIB」という。）の番組を、NHKの外国人向けテレビジョン国際放送（以下「NHKワールドTV」という。）と一体のものとして放送させる業務</p> <p>② 通信事業者グローブキャスト社に委託して、Cバンドのインテルサット社衛星IS-10からのJIBの番組及びNHKワールドTVの番組を一体のものとして受信し、上記Kuバンドの人工衛星無線局に向けて一体のものとして送信させる業務</p>															
2 業務を行うことを必要とする理由	<p>欧州地域を対象に、NHKワールドTVと一体のものとして、JIBの番組を委託して放送させることによって、日本の様々な魅力をより多くの外国人視聴者に伝え、もってわが国の国際放送およびその受信の進歩発達に寄与するため。</p>															
3 業務の実施計画の概要	<p>① 実施期間 平成21年2月2日から概ね1年間とする。</p> <p>② 必要経費 当該業務からの収入をもって充当する。</p>															
4 業務の収支の見込み	<p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="603 1361 1345 1664"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>719</td> <td>10,324</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>648</td> <td>9,301</td> </tr> <tr> <td>収支差金(※)</td> <td>71</td> <td>1,023</td> </tr> <tr> <td>(参考)認可申請時におけるJIBの番組の送出見込み時間</td> <td>1,440分</td> <td>20,670分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般管理費と同額。</p>		20年度	21年度	収入	719	10,324	支出	648	9,301	収支差金(※)	71	1,023	(参考)認可申請時におけるJIBの番組の送出見込み時間	1,440分	20,670分
	20年度	21年度														
収入	719	10,324														
支出	648	9,301														
収支差金(※)	71	1,023														
(参考)認可申請時におけるJIBの番組の送出見込み時間	1,440分	20,670分														
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	なし															
6 その他必要な事項	<p>① NHKワールドTVとJIBの番組を同一チャンネル内で編成する場合の考え方およびこれに伴う措置については、別添資料のとおり。</p> <p>② 別添資料の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。</p>															

2 検討の結果

検討の結果は、次表のとおりであり、申請どおり認可することとしたい。

項目	検討の結果
1 放送及びその受信の進歩 発達に特に必要な業務であること (法第9条第2項第8号)	特に必要と認められる。 (理由) 本件業務は、欧州地域において協会のNHKワールドTVと一体のものとしてJIBの番組を委託して放送させることによって、日本の様々な魅力をより多くの外国人視聴者に伝え、もってわが国の国際放送及びその受信の進歩発達に寄与することを目的とするものであり、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。
2 営利を目的とするものではないか (放送法第9条第4項)	本件業務における協会の収入は、本件業務を実施するための必要経費に充当するため、必要なコストに見合う額を委託費として徴収するものであることから、営利を目的として行うものではないと認められる。

**NHK の外国人向けテレビジョン国際放送と㈱日本国際放送の番組を
同一チャンネル内で編成する場合の考え方およびこれに伴う措置について**

放送法に基づき NHK が自ら行う外国人向けテレビジョン国際放送（以下「NHK ワールド TV」という。）と、㈱日本国際放送（以下「JIB」という。）が広告放送等を財源として実施する番組（広告を含む。以下「JIB 番組」という）を、同一チャンネル内で編成する場合について、NHK および JIB は、以下を共通の認識とし、以下に記載した措置をとることを表明する。

1. 基本的な考え方

- ・ 平成 21 年 2 月に予定される新「NHK ワールド TV」の開始に当たり、NHK は、JIB に対し、JIB が編集した JIB 番組について、NHK が用いるチャンネルの一部時間枠の使用を認め、これにより、同チャンネル全体の訴求力強化を図ることとしているが、こうした取組は外国人向けテレビジョン国際放送強化の趣旨にかなうものであるとともに、NHK ワールド TV の効果的实施に資するものであると考える。
- ・ ただし、JIB 番組は、受信料財源以外の資金に基づいて制作され、広告放送を伴うこととなることから、JIB 番組が NHK ワールド TV と同じチャンネルの一部として編成されることを通じて、NHK の委託協会国際放送業務の実施、放送法上の義務履行および NHK の公共放送としての信頼性に支障が及ぶことのないよう、JIB および NHK は必要な措置を講ずる。

2. NHK および JIB の放送時間量の決定

- ・ NHK の使命達成のためには、NHK は毎年度、国際放送について必要な時間量を定め、国際放送番組編集基本計画および予算・事業計画において明示する。
- ・ NHK としては、当面、JIB 番組を実施可能な時間量としては、概ね 1 日最大 3 時間程度と考えており、JIB としても、実施財源の見通し等の観点から、少なくとも現時点では、その時間量に特に異論はないものである。

3. NHK 番組と JIB 番組の編成のあり方

- ・ NHK 番組と JIB 番組は、同一チャンネル内で編成・放送され、両者の相乗効果を狙いとするものではあるが、同時に、両者は異なる法人および財源によって制作・調達されるものであるため、NHK と JIB のそれぞれが独立して、自らの番組に対する責任を負うべきものである。
- ・ とくに JIB 番組は、広告やスポンサーシップなどの財源によって賄われるため、JIB 番組によって NHK ワールド TV に悪影響を与えることのないよう、NHK および JIB は、互いの責任と義務を明確にするため、以下の考え方にに基づき、NHK 番組と JIB 番組の編成および運用を行う。

(1) チャンネル編成の基本的な考え方

- ・ まず NHK は、放送法上の必須業務として、自らの国際放送の時間量・時間帯を決定する。
- ・ そのうえで、NHK は、JIB が、その残余時間・枠において番組の放送を行うことを了承し、JIB は、残余時間の全てまたは一部を利用した自らの放送計画を決定する。
- ・ NHK が自らの時間量・時間帯を決定するに当たっては、JIB の意向を事前に十分聴取することとする。
- ・ 非常災害時等の NHK の緊急報道は、JIB 番組に優先し、JIB はそのことを了承する。

(2) 視聴者に対する両者の区別の明示（特に広告放送について）

- ・ NHK 番組と JIB 番組の区別が視聴者に明確に判別できるように、NHK 番組から JIB 番組に切り替わる際は、「これから先は JIB の番組である」（番組終了時も同様）旨の表示を適切に行うとともに、JIB 番組（広告を除く）の実施にあたってはその画面上に JIB 番組であることを視認可能な形で表示する等の措置を講じる。
- ・ また、画面以外でも、番組時刻表や PR 資料などにおいても、NHK 番組と JIB 番組の区別を明確に表示する。

(3) JIB 番組の品質管理

- ・ JIB は、NHK の放送番組基準や放送番組審議会に準じて、独自の「JIB 番組基準」を制定するとともに、NHK の放送番組審議会に準ずる組織を設置する。
- ・ JIB は、番組基準のほか、日本民間放送連盟の広告基準等を参考にしつつ、放送対象国における関係規律を満足する「JIB 広告基準」を制定する。

(4) いずれか一方が特定対象国・地域の行政当局の窓口主体となっている場合

- ・ NHK または JIB のいずれかが、特定対象国・地域の行政当局の窓口主体となっている場合に、当該行政当局から窓口主体に対し、当該国・地域の法令に基づく連絡・要請等があった場合は、窓口主体は他者に対し、その連絡・要請等を的確かつ速やかに伝えたとともに、両者はそれぞれの必要に応じ、その連絡・要請等に適切に対処するものとする。

(5) 損害賠償責任

- ・ JIB 番組の内容に関し、特定対象国・地域の番組規準や法令に違反することがあった場合、または第三者の著作権、トレードマーク、意匠権、特許権その他の権利を侵害した場合等には、JIB が、その責任と一切の費用負担のもとに、一切の問題の解決を図るものとし、万一、第三者からの請求等により NHK に損害が生じた場合には、JIB は直ちにその一切の損害の賠償に応ずるものとする。

(6) 相互の意思疎通・問題解決

- ・ NHK と JIB は、毎月、編集連絡会議（仮称）を開催し、双方の編集方針等を十分に把握しあうものとする。
- ・ JIB 番組の内容が、NHK の業務に支障を与える疑義が生じた場合には、必要に応じ NHK と JIB で協議するものとする。JIB の番組基準や広告基準の変更等に伴い疑義が生じた場合も同様とする。
- ・ NHK は、JIB 番組が JIB の番組基準や広告基準に著しく違反していることが明白な場合には、JIB との間の伝送契約を解除し、JIB 番組を伝送しないことができるものとする。

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（定義）

第2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～三の五 （略）

三の六 「委託協会国際放送業務」とは、協会が電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。

三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。

三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものをいう。

四～六 （略）

（業務）

第9条

1 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

（外国人向け委託協会国際放送業務の方法）

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たつては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 （略）

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第八条の三第二項(定款変更の認可)、第九条第八項(第三十三条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第九条第九項(提供基準の認可)、同条第十項(任意的業務の認可)、第九条の二の二(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第九条の四第一項(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条第一項(国際放送等の実施の要請)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十七条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十二条の四第二項(有料放送の役務の契約約款の認可)、第五十二条の七(有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五十二条の十一(受託放送役務の提供条件の変更命令)、第五十二条の十三第一項(委託放送業務に関する認定)、第五十二条の十七第一項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)(委託放送事項の変更の許可)、第五十二条の三十第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第五十三条第一項(センターの指定)の規定による処分をしようとするとき。

三～六 (略)

2 (略)

●放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(業務の認可申請)

第二条の四 法第九条第十項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項

平成21年1月21日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成21年1月21日 付議第1号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5905

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

平成 20 年 11 月 15 日

2 異議申立人

短波放送受信者 99 名

3 異議申立てに係る処分

平成 20 年 9 月 16 日に官報告示(総務省告示第 518 号)した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 住友電工ネットワークス株式会社 |
| 型式名 | M e g a B i t G e a r M H 2 2 5 0 |
| 指定番号 | 第 A T - 0 8 0 0 6 号 |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 西日本電信電話株式会社 |
| 型式名 | P N - 1 0 0 0 H D |
| 指定番号 | 第 E T - 0 8 0 0 5 号 |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | パナソニックコミュニケーションズ株式会社 |
| 型式名 | B L - B R A A 4 |
| 指定番号 | 第 H T - 0 8 0 0 2 号 |

4 異議申立ての趣旨及び理由

上記 3 に記載の広帯域電力線搬送通信設備が隣家で使用された場合、短波帯で行われる放送を受信することを目的として開設している申立人らの無線設備が有害な混信を被る危険性が極めて高いことから、本件型式指定処分を取り消すとの決定を求める。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている(電波法第 100 条第 1 項第 1 号)が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる(電波法第 100 条第 1 項第 1 号かっこ書き及び電波法施行規則第 44 条第 1 項第 1 号(1))。

(参照条文)

電波法(昭和25年法律第131号)

(電波監理審議会への付議)

第八十五条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

(高周波利用設備)

第一百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備(ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。)

電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)

(通信設備)

第四十四条 法第一百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備(電力線に一〇kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの
 - (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの
- 2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。
 - 二 屋内において、2MHzから30MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備(以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)